

さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付要綱

(平成22年 4月21日制定)

(平成23年 1月 4日改正)

(平成23年 5月25日改正)

(平成24年 5月21日改正)

(平成24年 7月10日改正)

(平成25年 1月15日改正)

(平成25年 6月28日改正)

(平成26年 7月 1日改正)

(平成27年 6月 1日改正)

(平成28年 5月13日改正)

(平成29年 6月20日改正)

(平成30年 5月21日改正)

(令和元年 5月29日改正)

(令和2年 5月25日改正)

(令和3年 5月25日改正)

(令和4年 5月16日改正)

(令和5年 5月11日改正)

(通則)

第1条 さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、電気自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）を導入する者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、電気自動車等への転換を促進し、地球温暖化の防止及び大気汚染の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「市民」とは、補助対象車両の取得時から補助申請時において引き続き、住民基本

台帳法（昭和42年法律第81号）によるさいたま市の住民票に記載されている者をいう。

- (2)「事業者」とは、補助対象車両の取得時から補助申請時において引き続き、さいたま市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者をいう。
- (3)「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載し、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下、車両法という。）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (4)「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (5)「急速充電器」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に適合する充電設備）であって、最大出力が10kW以上の電気自動車に充電するための充電設備をいう。
- (6)「自動車リース事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第2項の規定により、借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を受けた者をいう。
- (7)「補助事業」とは、補助金の交付について申請し、補助対象事業を実施し、補助金を得る行為をいう。
- (8)「補助事業者」とは、補助事業により補助金を得る者をいう。

（補助対象車両等）

第4条 補助対象車両及び補助対象事業は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助対象車両は、各年度につき1台分を補助金の交付対象として認める。ただし、事業者が当該事業の用に供する車両については、3台分を上限に補助金の交付対象として認める。
- 3 自動車リース事業者による補助対象事業において、補助対象車両を複数の市民又は事業者に貸し渡す場合は、貸渡し先の市民又は事業者ごとに前項に規定する上限台数までを補助金の交付対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象車両の購入に係る経費とし、補助金の額は、別表第2に定める金額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、リース契約期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案した別表第3に規定する処分制限期間に満たない場合は、当該期間に応じた割合により補助金の額を算定する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車検査証の交付後にさいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる申請は認めない。

- (1) 交付申請時において、さいたま市に対し市税の滞納がある者による申請
- (2) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による申請
- (3) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）による申請
- (4) 暴力団関係団体（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員に該当するものがあるものをいう。）による申請
- (5) 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両であって、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用される車両に係る申請
- (6) 中古の車両に係る申請
- (7) 原動機付自転車、超小型モビリティ、ミニカーに係る申請
- (8) 交付申請日の属する年度より前に車両法第7条の規定による新規登録が行われた車両に係る申請
- (9) 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄及び「使用者の氏名又は名称」欄の記載が、別表第4の規定と異なる車両に係る申請

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、前条の規定により提出された申請書について、補助金を交付しないものと認めたときは、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、第7条第1項の規定により確定した補助金を、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付申請書（様式第1号）に記載する補助金の支払先に対して振込により支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定後に第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、第7条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

2 第7条第3項の規定は、第1項の規定による決定の取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分制限)

第11条 規則第20条第2号に規定する市長の定めるものは、補助事業により取得した補助対象車両とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が指定する期間は、別表第3に規定する処分制限期間によるものとする。

3 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得した補助対象車両の処分について承認を得ようとするときは、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けた後、速やかに、当該申請に係る処分の承認又は不承認を決定し、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による承認をする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部をさいたま市に支払わせるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に関する書類を別表第3に規定する処分制限期間中、保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年５月２５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年５月２１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年６月２８日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年６月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年５月２５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月２０日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月２１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年５月２９日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年５月２５日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年５月２５日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別表第１（第４条関係）

補助対象車両	電気自動車	リチウムイオン電池を搭載し、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能な四輪車以上のもの
	燃料電池自動車	燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪車以上のもの
補助対象事業	自動車検査証における使用の本拠がさいたま市内にある補助対象車両の導入であって、次の各号のいずれかに該当する事業 （１） 市民又は事業者による補助対象車両の導入 （２） 補助対象車両の貸与料金について、市からの補助金の額に応じた割合を通常の貸渡しの料金から減額して設定されることを要件とする自動車リース事業者が市民又は事業者に対して貸渡しをするための補助対象車両の導入	

別表第２（第５条関係）

補助対象車両	補助金交付上限額 （１台当たり）
電気自動車	５万円
燃料電池自動車	５０万円

別表第3（第5条、第11条、第12条関係）

種類	自家用車両		貸自動車業用車両	
	区分	処分制限 期間	区分	処分制限 期間
乗用車	車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車のもの	4年	総排気量2リットル超のもの。総排気量がないものは、車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
			総排気量2リットル超のもの。総排気量がないものは、車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
軽自動車	車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年	車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年

※この表に該当しない車両の場合は個別に判断する。

別表第4（第6条関係）

自動車検査証の記載事項	所有者の氏名又は名称	使用者の氏名又は名称
通常の購入の場合	補助事業者と同一名義	補助事業者と同一名義
補助事業者がリース事業者の場合	補助事業者と同一名義	貸与先の名義
割賦販売で購入する場合	自動車販売会社、ローン会社等の所有者の名義	補助事業者と同一名義
法人の役員又は従業員が申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	補助事業者と同一名義	法人の役員又は従業員の名義